

平成 29 年 6 月 5 日

第 2 回 大垣市議会定例会議案

目

次

議第 4 4 号	平成 2 9 年度大垣市一般会計補正予算（第 1 号）
議第 4 5 号	大垣市男女共同参画センター条例の制定について
議第 4 6 号	大垣市税条例の一部改正について
議第 4 7 号	大垣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第 4 8 号	請負契約の変更について
議第 4 9 号	市道路線の認定について
議第 5 0 号	市道路線の廃止について
報第 7 号	専決処分の報告について
報第 8 号	繰越計算書の報告について
報第 9 号	繰越計算書の報告について

議第44号

平成29年度大垣市一般会計補正予算（第1号）

平成29年度大垣市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,000千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57,669,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月5日 提出

大垣市長 小 川 敏

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15. 県 支 出 金		3, 486, 638	16, 000	3, 502, 638
	2. 県 補 助 金	1, 033, 389	16, 000	1, 049, 389
19. 繰 越 金		1, 200, 000	3, 000	1, 203, 000
	1. 繰 越 金	1, 200, 000	3, 000	1, 203, 000
歳 入 合 計		57, 650, 000	19, 000	57, 669, 000

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3. 民 生 費		20,987,080	3,000	20,990,080
	1. 社 会 福 祉 費	4,347,890	3,000	4,350,890
6. 農 林 水 産 業 費		862,690	1,000	863,690
	1. 農 業 費	226,420	1,000	227,420
7. 商 工 費		2,580,040	15,000	2,595,040
	1. 商 工 費	2,542,040	15,000	2,557,040
歳 出 合 計		57,650,000	19,000	57,669,000

平成29年度大垣市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 15. 県支出金

(項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4. 農林水産業費県補助金	156,948	1,000	157,948	3. 林業費	1,000	累計 清流の国ぎふ森林・環境基金事業費 地域連携鳥獣捕獲事業費 1,000×10/10 7,992
5. 商工費県補助金	10,000	15,000	25,000	1. 商工費	15,000	関ヶ原古戦場広域観光環境整備事業費 15,000×10/10
計	1,033,389	16,000	1,049,389			

(款) 19. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	1,200,000	3,000	1,203,000	1. 繰越金	3,000	
計	1,200,000	3,000	1,203,000			

2 歳 出

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節	説明
				特定財源			一般財源	金額		
				国県支出金	地方債	その他				
2. 障害者福祉費	2,755,490	3,000	2,758,490	-	-	-	3,000	19. 負担金補助及び交付金	3,000	累計 障害者福祉施設整備事業補助金 10,099
計	4,347,890	3,000	4,350,890	-	-	-	3,000			

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節	説明
				特定財源			一般財源	金額		
				国県支出金	地方債	その他				
2. 農業費	157,590	1,000	158,590	1,000	-	-	-	13. 委託料	1,000	累計 25,184 地域連携鳥獣捕獲委託料
計	226,420	1,000	227,420	1,000	-	-	-			

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 観光費	359,280	15,000	374,280	15,000	-	-	-	15. 工事請負費	15,000	累計 18,000
計	2,542,040	15,000	2,557,040	15,000	-	-	-			

議第 4 5 号

大垣市男女共同参画センター条例の制定について
大垣市男女共同参画センター条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 9 年 6 月 5 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市男女共同参画センター条例

(設置)

第 1 条 男女共同参画に関する施策の推進を図るとともに、市民の取組等を支援するため、大垣市男女共同参画センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 大垣市男女共同参画センター

位置 大垣市室本町 5 丁目 5 1 番地

(利用の制限)

第 3 条 市長は、センターを利用し、又は利用しようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、センターへの入館を拒み、又はセンターからの退館を命ずることができる。

- (1) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (2) センターの管理上支障があると認めるとき。
- (3) その他市長がセンターを利用させることが適当でないと認めるとき。

(行為の制限)

第 4 条 センターにおいて次に掲げる行為をしようとするものは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) その他センターの一般利用を妨げるおそれのある行為をすること。
- 2 前項の許可を受けようとするものは、行為の目的、内容、期間その他市長の指示する事項を記載して市長に申請しなければならない。
- 3 許可に係る事項を変更しようとするときも、前項と同様とする。
- 4 市長は、第 1 項各号に掲げる行為がセンターの一般の利用を妨げないと認める場合に限り、第 1 項又は前項の許可をすることができる。
- 5 市長は、第 1 項又は第 3 項の許可にセンターの管理上必要な条件を付することができる。

(研修室の使用者)

第5条 センターの研修室（以下「研修室」という。）を使用できるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 市内において男女共同参画の推進に関する活動を行う団体
- (2) その他市長が適当と認めるもの

(使用の許可)

第6条 研修室を使用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に研修室の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第7条 市長は、第3条各号のいずれかに該当するときは、研修室の使用を許可しない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第8条 第6条の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に研修室を使用し、又は使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。
- (2) 研修室の管理上市長が必要と認めて行う指示に従わないとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたことが明らかになったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が特に必要と認めるとき。

2 前項に規定する取消し等によって生じた損害について、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第10条 研修室の使用料は、無料とする。

(施設の変更の禁止)

第11条 使用者は、研修室に造作、模様替え等の変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復義務)

第12条 使用者は、研修室の使用を終了したとき又は第9条第1項の規定により使用の許可を取り消されたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

(損害の賠償)

第 13 条 使用者は、センター又はその附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、市長の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(大垣市男女共同参画推進条例の一部改正)

2 大垣市男女共同参画推進条例（平成 15 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条を次のように改める。

(活動拠点)

第 16 条 市民及び事業者の男女共同参画の推進に関する取組を支援する活動拠点は、大垣市男女共同参画センターとする。

(大垣市スイトピアセンター条例の一部改正)

3 大垣市スイトピアセンター条例（平成 3 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の 2 を削る。

別表第 4 を削る。

議第 4 6 号

大垣市税条例の一部改正について

大垣市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 9 年 6 月 5 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市税条例の一部を改正する条例

大垣市税条例（昭和 2 5 年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 5 条中「第 2 号」を「、第 2 号」に、「同号」を「、同号」に改め、同条各号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第 4 条の 4 第 1 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第 8 条の 2 中第 1 3 項を第 1 4 項とし、第 1 2 項の次に次の 1 項を加える。

1 3 法附則第 1 5 条第 4 5 項（固定資産税に関する部分に限る。）に規定する市の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

附則第 1 3 条の 4 の次に次の 1 条を加える。

（法附則第 1 5 条第 4 5 項の条例で定める割合）

第 1 3 条の 5 法附則第 1 5 条第 4 5 項（都市計画税に関する部分に限る。）に規定する市の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 2 5 条中「第 2 号」を「、第 2 号」に、「同号」を「、同号」に改める改正規定 公布の日
- (2) 第 2 5 条各号の改正規定及び附則第 4 条の 4 の改正規定並びに次条の規定 平成 3 1 年 1 月 1 日
- (3) 附則第 3 条の規定 平成 3 1 年 1 0 月 1 日
- (4) 附則第 8 条の 2 の改正規定及び附則 1 3 条の 4 の次に 1 条を加える改正規定 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 2 6 号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の大垣市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 3 1 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成

30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(大垣市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 大垣市税条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第27号)の一部を次のように改正する。

附則第5条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第66条及び新条例」を「大垣市税条例第66条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第66条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第66条第2号ア(ウ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第66条第2号ア(ウ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第19条	第66条	大垣市税条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第27号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第5条の規定により読み替えて適用される第66条
附則第19条の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第66条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第19条の表第2号ア(ウ) aの項	第2号ア(ウ) a	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第66条第2号ア(ウ) a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第19条の表第2号ア(ウ) bの項	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第66

		条第2号ア(ウ) b
	3, 8 0 0 円	3, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円

議第 4 7 号

大垣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

大垣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 9 年 6 月 5 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大垣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「次条」の次に「から第 7 条まで」を加え、「保育士又は」を「保育士（国家戦略特別区域法（平成 2 5 年法律第 1 0 7 号。以下「特区法」という。）第 1 2 条の 4 第 5 項に規定する事業実施区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は」に改める。

第 3 条中「家庭的保育事業を行う場所及び小規模保育事業所 C 型」を「家庭的保育事業及び小規模保育事業 C 型を行う場所」に改め、同条の次に次の 4 条を加える。

第 4 条 小規模保育事業 A 型、小規模保育事業 B 型及び居宅訪問型保育事業を行う者は、法人でなければならない。

第 5 条 小規模保育事業を行う者は、事業所に置かれた保育士のうちから、保育の提供に関する責任者を 1 人選任しなければならない。

第 6 条 家庭的保育事業者等は、非常災害に対応するため、非常食、飲料水、日用品等の備蓄に努めなければならない。

第 7 条 家庭的保育事業者等は、その事業の運営に当たっては、大垣市暴力団排除条例（平成 2 4 年条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団を利用することとならないようにしなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 4 8 号

請負契約の変更について

大垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 6 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり請負契約を変更するものとする。

平成 2 9 年 6 月 5 日 提出

大垣市長 小 川 敏

（補）大垣市浄化センター消化ガス発電設備工事

請負契約（平成 2 7 年 9 月 2 5 日議決）中「4 億 4 , 2 8 0 万円」を「4 億 3 , 7 0 8 万 3 , 5 6 0 円」に変更する。

議第 4 9 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道路線を次の調書のとおり認定するものとする。

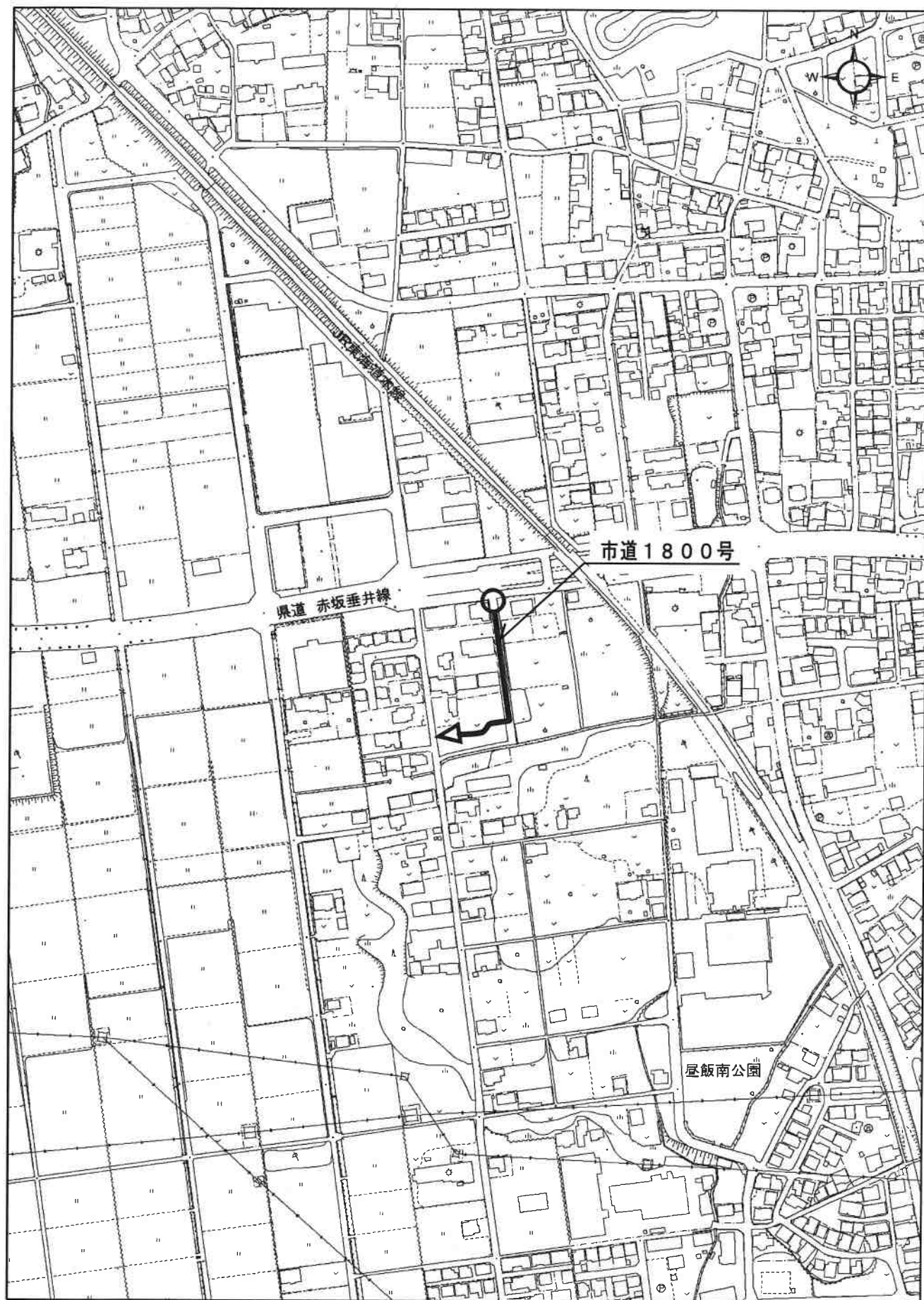
平成 2 9 年 6 月 5 日 提出

大垣市長 小 川 敏

市道路線認定調書

路線 番号	路 線 名	起 点		重要な 経過地	備 考
		終 点			
1800	昼飯 92 号線	大垣市昼飯町字東町田 405 番 6	地先から		
		大垣市昼飯町字東町田 419 番 8	地先まで		
2777	和合本 44 号線	大垣市和合本町 2 丁目 124 番 6	地先から		
		大垣市和合本町 2 丁目 124 番 5	地先まで		
5629	和合新東 4 号線	大垣市和合新町 1 丁目 82 番	地先から		
		大垣市東町 1 丁目 625 番 1	地先まで		

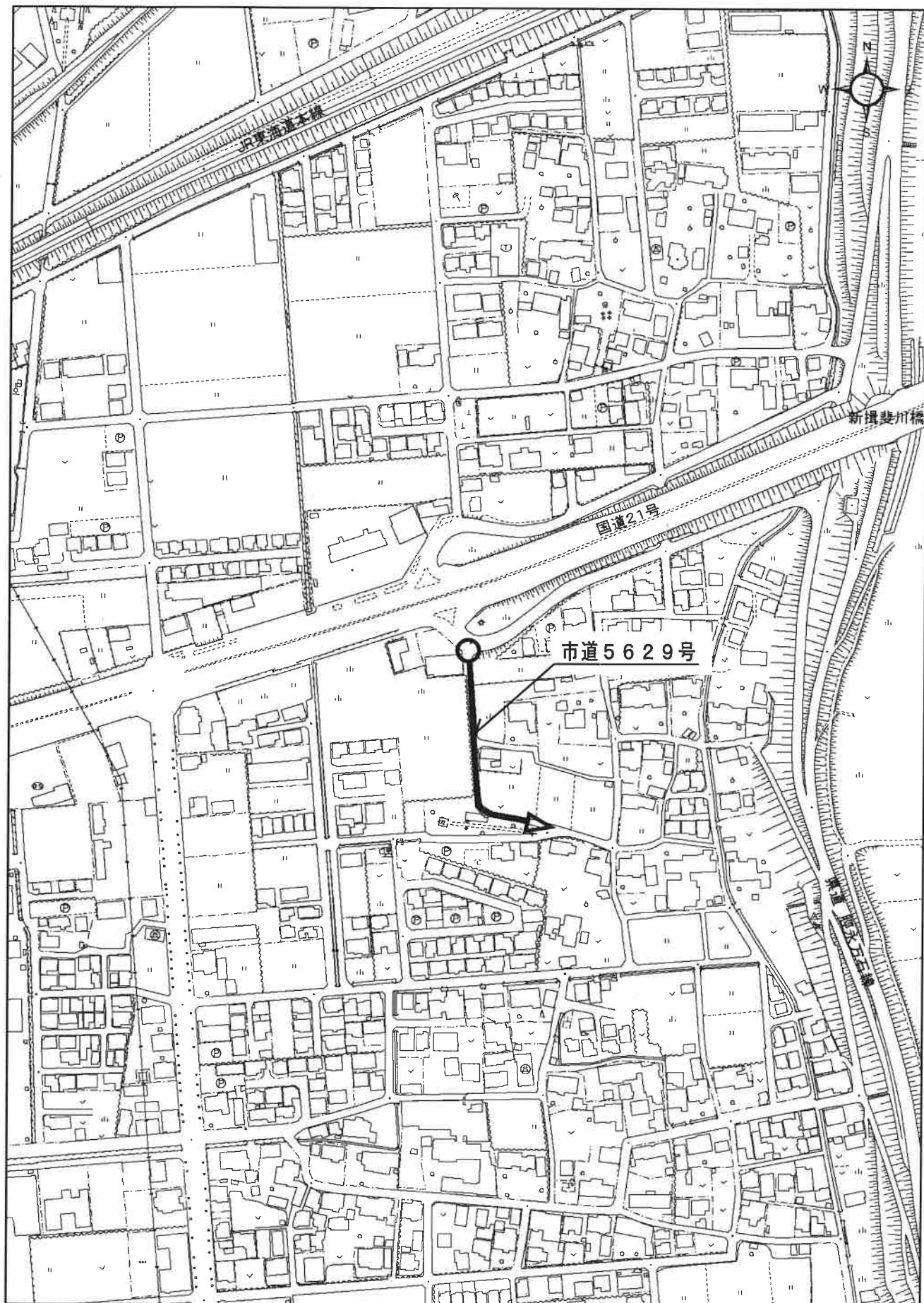
大垣市道路線認定位置図



大垣市道路線認定位置図



大垣市道路線認定位置図



議第 5 0 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、市道路線を次の調書のとおり廃止するものとする。

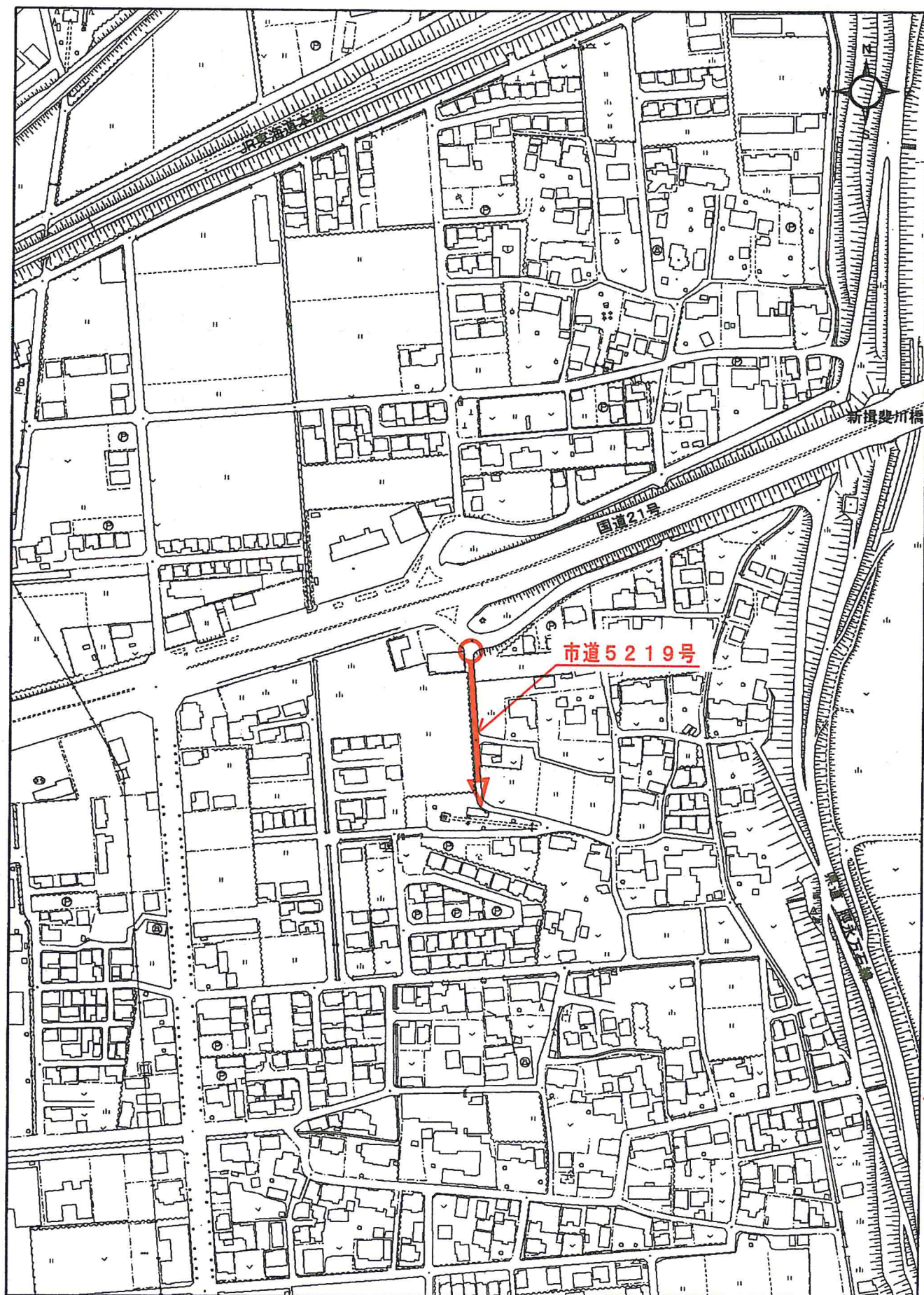
平成 2 9 年 6 月 5 日 提出

大垣市長 小 川 敏

市道路線廃止調書

路線 番号	路 線 名	起 点		重要な 経過地	備 考
		終 点			
5219	和合新東 2 号線	大垣市和合新町 1 丁目 82 番	地先から		
		大垣市東町 1 丁目 30 番	地先まで		

大垣市道路線廃止位置図



報第 7 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき報告するものとする。

平成 29 年 6 月 5 日 提出

大垣市長 小 川 敏

専第 5 号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

平成 29 年 5 月 11 日 専決

大垣市長 小 川 敏

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 損害賠償の額 | 4 万 9 , 2 3 0 円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | ●●●●●●●●●●
●●●●● |
| 3 | 事故の概要 | 平成 29 年 1 月 18 日午後 3 時 55 分頃、大垣市笠木町 201 番地先において、本市クリーンセンター職員が運転する公用車が相手方が運転する原動機付自転車に接触し、損害を与えた。 |

報 第 8 号

繰 越 計 算 書 の 報 告 に つ い て

平成 28 年度大垣市一般会計予算について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定に基づき次のとおり報告する。

平成 29 年 6 月 5 日 提出

大垣市長 小 川 敏

平成 28 年度大垣市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事 業 名	金 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			
					既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源		一般財源
						国県支出金	地 方 債	
2. 総 務 費	2. 市 民 活 動 費	男女共同参画センター整備事業	31,900	31,900	-	13,250	11,900	6,750
	戸籍本台帳 4. 基本住民費	個人番号カード等 関連事務費交付金	14,890	14,890	-	14,890	-	-
3. 民 生 費	1. 社会福祉費	経済対策臨時福祉 給付金支給事業	121,800	121,800	-	121,800	-	-
	2. 老人福祉費	地域密着型介護サービス 施設整備事業補助金	32,000	32,000	-	32,000	-	-
		地域介護・福祉空間 整備等事業補助金	5,500	5,410	-	5,410	-	-

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金	地方債	
	3.児童福祉費	三城幼保園建設事業	117,300	117,300	-	5,753	94,600	16,947
8.土木費	4.都市計画費	大垣駅南街区整備事業	30,000	26,784	-	10,300	12,700	3,784
10.教育費	2.小学校費	小学校トイレ改修事業	86,500	86,500	-	21,865	60,200	4,435
		小学校外壁改修事業	193,800	193,800	-	64,975	117,600	11,225
		小学校グラウンド改修事業	55,200	55,200	-	10,805	41,600	2,795
合 計			688,890	685,584	-	301,048	338,600	45,936

報 第 9 号

繰 越 計 算 書 の 報 告 に つ い て

平成 28 年度大垣市公共下水道事業会計予算について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定に基づき次のとおり報告する。

平成 29 年 6 月 5 日 提出

大垣市長 小 川 敏

平 成 28 年 度 大 垣 市 公 共 下 水 道 事 業 会 計 繰 越 明 許 費 繰 越 計 算 書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				(単位：千円)
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源	
						国県支出金	地方債		
1. 公共下水道費 1. 建	公共下水道設 費	大垣処理区汚水 管渠整備事業	72,000	58,900	-	23,440	31,500	3,960	
		大垣処理区終末処理 施設整備事業	77,000	77,000	-	42,240	30,700	4,060	
合 計			149,000	135,900	-	65,680	62,200	8,020	

(単位：千円)